

社会福祉施設整備費補助に係る 工事請負等契約手続基準

埼玉県福祉部

1 目的

この基準は、社会福祉法人等（以下「法人等」という。）が行う社会福祉施設の建設工事請負等契約（以下「契約」という。）の手続きを定め、埼玉県が支出する補助金の透明性及び公平性を確保し、補助事業の適正な執行を図ることを目的とする。

2 対象事業

埼玉県の補助金の交付対象となる事業のうち次の事業とする。

- (1) 建設工事
執行予定額が1,000万円以上のもの。
- (2) 物品の購入
1件の執行予定額が500万円以上のもの。

3 対象施設

法人等が設置する社会福祉施設を対象とする。

4 契約の方法等

- (1) 契約の方法
契約の方法は一般競争入札とし、入札参加基準は別紙の基準に基づくものとする。
ただし、一般競争入札を実施し、応札者がいない場合など、当該補助事業を所管する機関の長（本庁各関係課長又は福祉事務所長）（以下「補助事業機関」という。）が認めた場合は、指名競争入札又は随意契約によることができる。指名競争入札とする場合であっても、業者選定基準は別紙の基準に基づくものとする。
- (2) 最低制限価格制度の適用
建設工事の一般競争入札に当たっては、最低制限価格制度を適用する。
- (3) 一括下請けの禁止
元請業者から一括して下請けに出すことは禁止とする。
- (4) 入札時の立会い
入札を行う場合には、法人等の監事及び複数の理事（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係のある者」を除く。）を立ち合わせるものとする。（理事長が参加する場合は立会いではなく入札執行者として参加すること）
- (5) 入札の参加者は、理事が役員をしている企業でないこと。
建設工事共同企業体が入札に参加する場合は、理事が役員をしている企業がその構成員でないこと。
また、当該企業と会社法に定める親会社又は子会社の関係にある企業については、

極力入札に参加させないこと。

5 入札実施の報告等

(1) 報告（一般競争入札の場合）

法人等は、次の書類を補助事業機関に報告しなければならない。

- ①一般競争入札の実施について（様式1）及び設計・監理業者と法人関係者の関係（様式2）

提出時期：理事会（社会福祉法人設立準備会の役員会等を含む。以下「理事会」という。）で入札の実施を決定した後、1週間以内かつ公告1週間前までに報告すること。

- ②入札結果報告書（様式3）

提出時期：入札後1週間以内

添付書類：ア 契約方法等に関する審議を行った理事会の議事録写し
イ すべての入札書の写し
ウ 入札参加資格の確認資料
エ 予定価格調書の写し
オ 委任状の写し（代理人による入札の場合）

- ③工事請負等契約書の写し

提出時期：契約締結後2週間以内

添付書類：契約締結に関する審議を行った理事会の議事録写し

(2) 報告（指名競争入札の場合）

法人等は、次の書類を補助事業機関に報告しなければならない。

- ①指名競争入札に係る候補業者（様式4）、指名競争入札に係る候補業者と法人関係者の関係（様式5）及び設計・監理業者と法人関係者の関係（様式2）

提出時期：理事会に諮る2週間前までに報告すること。

- ②入札結果報告書（様式3）

提出時期：入札後1週間以内

添付書類：ア 契約方法等に関する審議を行った理事会の議事録写し
イ すべての入札書の写し

- ③工事請負等契約書の写し

提出時期：契約締結後2週間以内

添付書類：契約締結に関する審議を行った理事会の議事録写し

(3) 備付け

法人等は、工事請負状況（様式6）を備え付け、監査・検査の際に速やかに提出できるようにすること。

6 入札結果の公開

法人等は、入札結果をホームページ等で公開するなど、一般の閲覧に供すること。

なお、入札結果は、県ホームページでも公開する。

7 県の助言

県は、法人等が行う契約手続きに関して、必要に応じて助言することができる。

附 則

この基準は、平成 9 年 6 月 1 0 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 4 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 5 年 9 月 1 6 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 3 月 1 6 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。